

大田区コミュニティバス矢口地域作業部会設置要綱

7ま計発第 10395 号
令和 7 年 7 月 9 日部長決定

(設置)

第 1 条 大田区コミュニティバス等に関して、地域住民への報告や意見交換等を行うため、大田区コミュニティバス等検討会議運営要綱第 10 条の規定に基づき、大田区コミュニティバス矢口地域作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 作業部会は、次に掲げる事項を協議・報告するものとする。

- (1) 大田区コミュニティバスたまちゃんバス（以下「たまちゃんバス」という。）の運行計画に関する事。
- (2) たまちゃんバスの運送実績に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 作業部会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 矢口地区自治会連合会役員
- (2) 矢口地区商店街構成員
- (3) 「大田区コミュニティバス矢口地域運行事業に関する協定書」を締結した運行事業者を代表する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(会長等)

第 4 条 作業部会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、大田区コミュニティバス等検討会議副会長をもって充てる。
- 3 会長は、作業部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 作業部会の会議（以下、「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めるときは公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 6 条 作業部会は会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。